

令和4年(2022年)8月24日(水)

午前9時30分～午前11時30分

於：小田原市役所3階 議会全員協議会室

令和4年度第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会 次 第

1 議題

協議事項

- (1) 令和3年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業報告及び決算報告
- (2) 令和4年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業(案)及び予算(案)
- (3) 小田原市地域公共交通総合連携計画の令和3年度事業実施状況の評価(案)
- (4) 小田原市地域公共交通総合連携計画の計画期間の延長について
- (5) 生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)(案)

報告事項

- (1) 地域公共交通計画策定調査業務について
- (2) 橘地域バス路線の再編について
- (3) 片浦地域バス路線の再編について
- (4) 配車システム「福祉M o v e r」を活用した取組について

2 その他

配布資料

- ・出席者名簿
- ・座席表
- ・資料1 令和3年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業報告
- ・資料2 令和3年度小田原市生活交通ネットワーク協議会決算報告
- ・資料3 令和4年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業(案)
- ・資料4 令和4年度小田原市生活交通ネットワーク協議会予算(案)
- ・資料5 小田原市地域公共交通総合連携計画の令和3年度事業実施状況の評価(案)
- ・資料6 小田原市地域公共交通総合連携計画(概要版)
- ・資料7 生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)(案)
- ・資料8-1 小田原市地域公共交通計画の策定について
- ・資料8-2 小田原市地域公共交通計画策定調査業務委託について
- ・資料9 橘地域における路線バスの実証運行(平成28年度～令和元年度)及び路線の再編について
- ・資料10 片浦地域におけるバス路線の再編について
- ・資料11 配車システム「福祉M o v e r」を活用した取組について
- ・参考資料 小田原市生活交通ネットワーク協議会規約及び財務規定
- ・チラシ バスd eおでかけプロジェクト

令和4年度第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会 出席者名簿

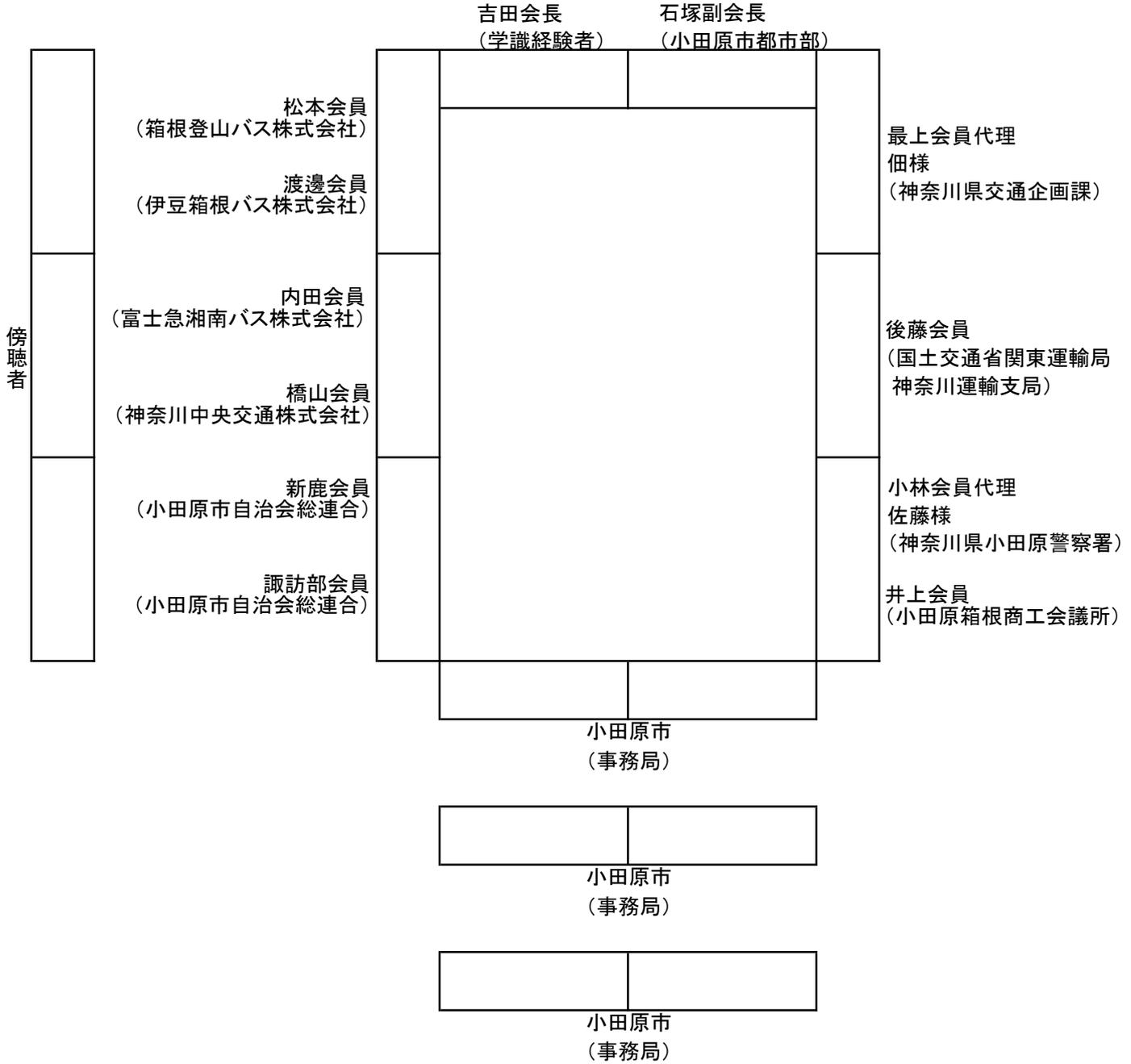
区 分		会 員		備 考
		職 名	氏 名	
バス事業者	箱根登山バス株式会社	運輸部 部長	松本 峰雄	
	伊豆箱根バス株式会社	小田原営業所長	渡邊 一弘	
	富士急湘南バス株式会社	代表取締役社長	内田 実	
	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部 課長	橋山 英人	
タクシー事業者	神奈川県タクシー協会 小田原支部	監事	曾我 良成	欠 席
運転者が組織する団体	神奈川県交通運輸産業 労働組合協議会	委員	小泉 孝行	欠 席
利用者・ 市民代表等	小田原市自治会総連合	曾我地区自治会連合会長	新 鹿 勲	
	小田原市自治会総連合	橘北地区自治会連合会長	諏訪部 一美	
	小田原箱根商工会議所	経営支援部 企画課 課長	井 上 経	監 事
学識経験者	福島大学	准教授	吉 田 樹	会 長
交通管理者	神奈川県小田原警察署	交通第一課長	小 林 将人	代理出席 交通総務係長 佐藤 正彦
道路管理者	国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所	交通対策課 課長	吉野 哲也	欠 席
	神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター	工務担当部長	小 山 真生	欠 席
	小田原市	建設部長	杉 山 忠嘉	欠 席
交通政策所管	国土交通省関東運輸局 神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官	後 藤 洋一	
	神奈川県	県土整備局都市部 交通企画課 副課長	最 上 祐紀	監 事 代理出席 主査 佃 圭輔
	小田原市	理事・都市部長	石 塚 省二	副 会 長

区 分		職 名	氏 名	備 考
事務局	小田原市	まちづくり交通課長	金子 明弘	事務局長
		まちづくり交通課副課長	木澤 克紀	
		まちづくり交通課主査	泉 遼 佑	
		まちづくり交通課主任	澁谷 勇人	
		まちづくり交通課主事	土谷 海斗	

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会

※任期：2年（令和3年(2021年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日）

令和4年度第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会 座席表



年月日	内 容
令和3年6月9日	<p>令和3年度第1回小田原市生活交通ネットワーク協議会（書面開催） 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）令和2年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業報告（案） （2）令和2年度小田原市生活交通ネットワーク協議会決算報告（案） （3）令和3年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業（案） （4）令和3年度小田原市生活交通ネットワーク協議会予算（案） （5）令和2年度小田原市地域公共交通総合連携計画の事業実施状況の評価（案）
令和3年10月14日	<p>第6次小田原市総合計画の行政案への意見について（書面開催）</p>
令和3年11月29日	<p>令和3年度第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会（書面開催） 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）橘地域路線バスの再編について （2）片浦地域等における路線バスの退出意向の申出に対するバス事業者との協議結果（再編による存続）について （3）地域公共交通計画の策定について <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）令和2年度ユニバーサルデザインタクシー導入に係る事業評価について
令和3年11月10日	<p>「バスの乗り方教室」開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下中小学校（実施主体） 神奈川中央交通西株式会社 <p>※以下、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山王小学校（実施主体） 箱根登山バス株式会社 ・久野小学校（実施主体） 伊豆箱根バス株式会社 ・曾我小学校（実施主体） 富士急湘南バス株式会社
令和3年10月1日 ～11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・「第7回バス de おでかけプロジェクト」の実施 （実施主体） バス事業者：箱根登山バス株式会社、富士急湘南バス株式会社 商業者：ダイナシティ、イトーヨーカドー小田原店 行政：小田原市
令和3年4月～ 令和4年3月	<p>県西部都市圏バスマップ製作 （実施主体） 神奈川県西部広域行政協議会都市交通部会 （小田原市及び足柄上下地域1市8町）</p>

令和3年度小田原市生活交通ネットワーク協議会決算報告

1. 歳入

(単位:円)

科 目	決算額	摘 要
負担金	200,000	小田原市
繰越金	615,781	前年度
雑入	6	預金利子
合計	815,787	

2. 歳出

(単位:円)

科 目	決算額	摘 要
会議費	0	NW 協議会開催に係る費用など
事務費	19,920	その他の打合せ等に係る費用など 報酬 13,000 円 会議室使用料 1,650 円 旅費 2,360 円×2人 振込手数料 550 円
合計	19,920	

※歳入と歳出の差額795,867円は次年度に繰り越しとする。

年月日	内 容
令和4年4月15日	<p>令和4年度第1回小田原市生活交通ネットワーク協議会（書面開催）</p> <p>協議事項</p> <p>（1）小田原市地域公共交通計画策定業務プロポーザル審査委員会の設置に係る事項について</p> <p>（2）小田原市生活交通ネットワーク協議会規約の一部改正について</p> <p>報告事項</p> <p>（1）地域公共交通調査事業の内示について</p>
令和4年5月～7月	<p>小田原市地域公共交通計画策定調査業務公募型プロポーザル審査委員会</p> <p>5月10日 プロポーザル実施要領（案）について（書面協議）</p> <p>6月22日 企画提案書の提出企業の選定について（書面協議）</p> <p>7月26日 審査会（4社から企画提案説明を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定）</p>
令和4年8月16日	<p>小田原市地域公共交通計画策定調査業務委託契約締結</p>
令和4年8月24日	<p>令和4年度第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会</p> <p>協議事項</p> <p>（1）令和3年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業報告及び決算報告</p> <p>（2）令和4年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業（案）及び予算（案）</p> <p>（3）小田原市地域公共交通総合連携計画の令和3年度事業実施状況の評価（案）</p> <p>（4）小田原市地域公共交通総合連携計画の計画期間の延長について</p> <p>（5）生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）</p> <p>報告事項</p> <p>（1）地域公共交通計画策定調査業務について</p> <p>（2）橘地域バス路線の再編について</p> <p>（3）片浦地域バス路線の再編について</p> <p>（4）配車システム「福祉Mover」を活用した取組について</p>
令和4年12月 令和5年3月	<p>令和4年度 小田原市生活交通ネットワーク協議会（2回程度）</p> <p>地域公共交通計画策定調査業務について 等の協議を予定</p>
令和4年10月、11月 令和5年2月	<p>令和4年度 第4回小田原市生活交通ネットワーク協議会 作業部会（3回程度）</p> <p>地域公共交通計画策定調査業務について 等の協議を予定</p>
10月～令和5年1月	<p>「バスの乗り方教室」開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山王小学校（実施主体）箱根登山バス株式会社（12月14日） ・下中小学校（実施主体）神奈川中央交通西株式会社（10月20日） ・久野小学校（実施主体）伊豆箱根バス株式会社（1月20日） ・曾我小学校（実施主体）富士急湘南バス株式会社（10月17日）
11月1日～12月31日	<p>・「第8回バス de おでかけプロジェクト」の実施</p> <p>（実施主体）バス事業者：箱根登山バス株式会社、富士急湘南バス株式会社</p> <p>商 業 者：ダイナシティ、イトーヨーカドー小田原店</p> <p>行 政：小田原市</p> <p>民 間：株式会社小田原機器</p> <p>※株式会社小田原機器からの提案を受け、デジタルチケットを導入予定</p>
令和4年4月～ 令和5年3月	<p>県西部都市圏バスマップ製作</p> <p>（実施主体）神奈川県西部広域行政協議会都市交通部会（小田原市及び足柄上下地域1市8町）</p> <p>※広告収入の確保や、商業施設等への配布を実施予定</p>

令和4年度小田原市生活交通ネットワーク協議会予算（案）

1 歳入

（単位：円）

科 目	予算額	摘 要
負担金	9,899,000	小田原市
補助金	2,329,800	国（国土交通省） 令和4年度地域公共交通確保維持改善 事業費補助金（地域公共交通調査事業） ※4月20日付交付申請 事業完了後に交付予定
繰越金	795,867	前年度からの繰越
合計	13,024,667	

2 歳出

（単位：円）

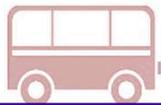
科 目	予算額	摘 要
会議費	150,000	報酬、旅費、需用費（食糧費・消 耗品費）
事務費	50,000	旅費、需用費（消耗品費）、 役務費（振込手数料）
事業費	11,561,000	小田原市地域公共交通計画策定調 査業務 委託費
予備費	1,263,667	
合計	13,024,667	

※但し、科目間の流用を認める。

小田原市地域公共交通総合連携計画の令和3年度事業実施状況の評価(案)

事業番号	事業スケジュール(計画上の位置づけ)				実施状況		評価 R3	
	事業名	実施主体	短期 H25~H27	中長期 H28~R4	【参考】過年度(直近の動き)	令和3年度		
1	主軸路線の位置づけ・主要施設へのアクセス向上	交通事業者・行政	協議・実証運行等	実施	・下曾我駅～国府津駅間の路線バスの運行本数について、一定のサービス水準を維持するよう調整(H30.3)	—	—	
2 優先事業	乗継環境の円滑化	①ダイヤの改善	交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施	・根府川地域の路線バスについて、JR東海道本線の根府川駅到着時刻に合わせ終発時刻を調整(H29.11 1便 18:21→18:35)	—	—
		②機能・重要度に応じた乗継拠点の整備	交通事業者・行政	協議後、順次整備	順次整備	・中村川沿いに設置されている押切バス停への安全対策として、注意看板の設置及び減速ドットの表示を実施(H28.2 神奈川県西土木事務所対応)	—	—
3 重点事業	ニーズに応じた路線バスの改善	①利用目的・時間帯等に配慮した運行	交通事業者・行政	協議・実証運行等	実施	・橋地域における路線バスの実証運行と利用啓発活動を実施	—	—
		②おでかけ品質確保・向上のためのルールづくり	市民・交通事業者・行政	協議後、一部実施	継続的実施	・おでかけ品質確保・向上のためのルールを市ホームページ上で公開(H28.4)	—	—
4 最優先事業	分かりやすい情報提供	①バス停・行き先案内等の統一化	交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施	・バス停名称の変更(「銀座二丁目」→「竹の花入口」)(H26.11)	—	—
		②主要バス停における共通時刻表・路線図・運賃表の掲出	交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施	・ハルネ小田原におけるバス時刻表の統一化の実施	—	—
		③小田原駅における案内サインの改善・案内所の一元化	交通事業者・行政	協議後、順次整備	順次整備	・小田原駅東西自由連絡通路等情報案内板整備を実施	—	—
		④駅前広場のレイアウト等の見直し	交通事業者・行政	協議後、順次整備	順次整備	・小田原駅西口広場において、バス・タクシー降車場の路面表示の改善舗装を実施(H28.3)	—	—
		⑤バスマップの作成・配布	交通事業者・行政	継続的実施		・県西地域(二市八町)バスマップのデザイン等に関する協議を実施	・県西地域(二市八町)バスマップを15,000部印刷し、各市町で配布	A
		⑥インターネットの活用等による情報提供の充実	交通事業者・行政	協議後、実施	継続的実施	・橋地域のバス路線再編(H29.9)に伴うダイヤ改正について、市ホームページへ掲載	—	—
5	バリアフリー化の促進	①ノンステップバス・UDタクシーの導入推進	交通事業者・行政	継続的実施		・UDタクシーの導入(平成30年度 3台)	—	—
		②バス停・バス停までのルートへのバリアフリー化	交通事業者・行政	協議後、順次整備	順次整備	・中村川沿いに設置されている押切バス停への安全対策として、注意看板の設置及び減速ドットの表示を実施(H28.2 神奈川県西土木事務所対応)	—	—
6	路線バスの走行環境の向上	①駅前広場における路線バスの優先性の確保等	交通事業者・行政	協議後、順次整備	順次整備	・小田原駅西口広場において、バス・タクシー降車場の路面表示の改善舗装を実施(H28.3)	・国府津駅の駅前広場拡張工事に着手(R3.12) ※供用開始:R4.8	B
		②路線バス走行環境を支援する施策の展開	交通事業者・行政	協議、実証実験等	実施	・中村川沿いに設置されている押切バス停への安全対策として、注意看板の設置及び減速ドットの表示を実施(H28.2 神奈川県西土木事務所対応)	—	—
7	利用促進・交通需要マネジメント	①児童・保護者を対象としたバスの乗り方教室、児童作品の車内展示等	市民・交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施	・バスの乗り方教室の実施(箱根登山バス:山王小、伊豆箱根バス:久野小、神奈川中央交通西:下中小) ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し中止	・バスの乗り方教室の実施(神奈川中央交通西:下中小)(R3.11) ※その他の小学校では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し中止	A
		②商業施設・公共施設と連携した特典サービスの実施等	企業・交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施	・大型商業施設であるダイナシティ内の店舗と当該商業施設に乗り入れているバス事業者がタイアップし、「バスdeおでかけプロジェクト」を実施	・大型商業施設であるダイナシティ内の店舗と当該商業施設に乗り入れているバス事業者がタイアップし、「バスdeおでかけプロジェクト」を実施 ・また、当該プロジェクトの充実化を図るため、チケットの電子化や、小田原駅周辺での展開などを検討	A
		③企業と連携したエコ通勤の推進等	企業・交通事業者・行政	協議後、一部実施	実施	・西湘テクノパーク企業連絡協議会に対して利用啓発と路線バス時刻表の配布を実施(H29.9) ・橋商工会広報誌による実証運行の利用状況の報告と利用啓発の実施(H30.3)	—	—

凡例 A:実施 B:一部実施・協議・検討中 C:未実施 -:過年度に実施



1

小田原市地域公共交通総合連携計画とは

この計画は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき策定したものです。小田原市において、買物や通院など生活に欠かせない「おでかけ」に使える公共交通ネットワークをどのように守っていくのかを示す羅針盤であり、小田原市の公共交通のあり方を定める「おでかけ品質向上計画」と言えるものです。

- 計画区域
小田原市全域
- 計画期間
平成25年度から
平成34年度（10年間）

2

基本理念・基本方針・目標

基本理念

- ① 「おでかけ」したくなる・「おでかけ」できる公共交通サービスの実現
- ② 「おでかけ」手段として選ばれる公共交通サービスの品質の向上

基本方針

- ① 「住みやすい」「交流できる」まちを繋ぐ公共交通ネットワークの構築
- ② 「使いやすい」「分かりやすい」公共交通サービスの実施
- ③ 「安心できる」おでかけ品質の確保・向上

目標

- ① 路線バスの乗降客数の増加 1日当たりのバス乗降人員を3%増やす。
- ② すべての年代における路線バス利用の増加 若い人や運転できる人もバスを利用する。
- ③ 買物・通院等のおでかけについての不安の解消 車を運転しない人も、外出に不安を感じないようにする。
- ④ 路線バスの分かりやすさの向上 バスの情報案内が役に立った割合・満足した割合を高める。

事業1 主軸路線の位置づけ・主要施設へのアクセス向上

[主軸路線の考え方]

- 通院・買物先として、需要が高い施設と最寄の鉄道駅とを結ぶ路線
- 通学・観光などの利用者が多く、市民・交通事業者・行政のいずれにとっても重要な路線

[主軸路線の位置づけなど]

- 小田原駅ー市立病院
- 国府津駅ー山近記念総合病院
病院の受付時間内に到着し、診療時間終了までの時間帯において、駅へ行くことができる。
駅において、電車から路線バス、路線バスから路線バスへ円滑に乗継ができる。
- 鴨宮駅ーダイナシティ
買物客・行政サービス利用者が多い平日昼間の運行を充実する。
- 小田原駅ービジネス高校前
昼間の時間帯において、買物・通院などのニーズに応じた運行を行う。
- 小田原駅ー箱根方面
PR・サービスの向上を図るとともに、時間帯・平休日別などニーズに応じた運行を行う。

事業2 乗継環境の円滑化

優先事業

① ダイヤの改善

- 鉄道駅や主要施設などの乗継拠点における到着・出発の時間について、ダイヤの改善を行う。

② 機能・重要度に応じた乗継拠点の整備

- 小田原駅における案内サインの改善、駅前広場のレイアウトの見直しなどを行う。
- 機能・重要度に応じた乗継拠点を設定し、必要な整備を行う。

■乗継拠点位置図



事業3 ニーズに応じた路線バスの改善

重点事業

① 利用目的・時間帯等に配慮した運行

- 鉄道と並行する路線の見直し、橋地域を運行する路線バスの見直しなど

② おでかけ品質確保・向上のためのルールづくり

- おでかけ品質の確保・向上に向けて、**ケース2**・**ケース3**についてルールづくりを行う。

■取組イメージ

	主体	取組方針	取組イメージ
ケース1	事業者単独	○従来どおり事業者ごとに改善に取り組む。	
ケース2	事業者・行政	○複数バス事業者あるいは鉄道事業者とバス事業者との連携を強化する。 ○行政も積極的に関与し、更なるおでかけ品質の向上を目指す。	共同運行・新規路線に係る実証運行に対する支援など
ケース3	市民・事業者・行政	○通院・買物など生活に欠かせないおでかけの品質を確保する。 ○市民・事業者・行政でそれぞれの役割・責任・費用分担等を定める。	フリー乗降区間の設置、小型車両による運行など

事業4 分かりやすい情報提供

最優先事業

① バス停・行先案内等の統一化

- 行先・経由地の表記を統一し、車両・バス停・鉄道駅などにおいて分かりやすく表示する。

② 主要バス停における共通時刻表・路線図・運賃表の掲出

- バス停を統一するとともに、共通の時刻表・路線図・運賃表の掲出などの情報提供を行う。

③ 小田原駅における案内サインの改善・案内所の一元化

- 小田原駅東西自由連絡通路における乗り場案内や、バス運行情報案内システムの導入などの改善を行う。
- 交通事業者と行政が連携して、案内スペースの共有化などを図る。

④ 駅前広場（小田原駅・国府津駅）のレイアウト等の見直し

- 分かりやすさの向上とともに安全性、路線バスの運行の円滑化を図る。

⑤ バスマップの作成・配布

- 様々な用途で目的で活用できる、分かりやすく使いやすいバスマップの作成・配布を行う。

⑥ インターネットの活用等による情報提供の充実

- 交通事業者と行政と連携し、充実した情報提供を行う。



事業5 バリアフリー化の促進

- ①ノンステップバス・UDタクシーの導入推進
- ②バス停・バス停までのルートのバリアフリー化

事業6 路線バスの走行環境の向上

- ①駅前広場における路線バスの優先性の確保等
- ②路線バス走行環境を支援する施策の展開

事業7 利用促進・交通需要マネジメント

- ①児童・保護者を対象としたバスの乗り方教室、児童作品の車内展示等
- ②商業施設・公共施設と連携した特典サービスの実施等
- ③企業と連携したエコ通勤の推進等

4

・ おでかけ品質の向上に向けて

おでかけ品質の確保・向上に向けた推進体制

- 市民・交通事業者・行政が主体的に関与し、それぞれの役割を果たすことにより、おでかけ品質の確保・向上を図ります。
- 市民・交通事業者・行政等が参画する「小田原市生活交通ネットワーク協議会」において、市民ニーズを見極め、おでかけ品質の確保・向上に向けた議論をしていきます。

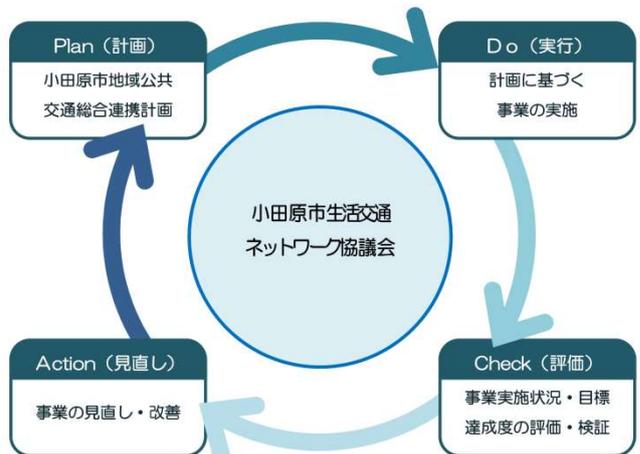
■各主体の役割

市民	要望者ではなく主役として、提案から利用まですべてのプロセスに参画し、利用することで公共交通を支える意識を持ちます。
交通事業者	公共交通サービスのプロフェッショナルとして、市民ニーズに即し、かつ効率的な運行を実現します。
行政	コーディネーター兼サポーターとして、関係者との調整、情報収集・提供、支援等を行います。

PDCAサイクルに基づく事業評価の実施

- 計画を着実かつ適切に推進するため「小田原市生活交通ネットワーク協議会」において、事業実施状況・目標達成度の評価・検証を行います。
- 利用状況やニーズを把握分析し、必要に応じて計画の見直し・改善を図ります。

■PDCAサイクルの概念図



生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）

令和4年 8月 日策定
小田原市生活交通ネットワーク協議会

1. 生活交通改善事業計画の名称				
令和4年度小田原市障がい者用 IC カードシステム整備事業計画				
2. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果				
<p>関東圏のバス事業者においては、関東圏の鉄道事業者が国土交通省からの協力依頼を受け、障がい者用 IC カードを令和4年度下期から導入することに伴い、これに合わせて同カードを導入するため、必要となるシステムの開発、運賃箱の開発等を行う。</p> <p>関東圏のバス事業者が運営する複数の市町村にまたがる路線に障がい者用 IC カードシステムを導入することにより、障がい者の路線バスによる移動の利便性及び安全性の向上を図るとともに、公共交通機関としてのバスの利用を促進する。</p>				
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果				
(1) 事業の目標				
令和4年度末までに、補助対象事業者であるバス事業者が保有する交通系 IC カードシステム対応車両のうち、100%で障がい者用 IC カードに対応することを目指す。				
(2) 事業の効果				
<p>現在の路線バスでは運賃收受時に、障がい者手帳等を提示し、乗務員が手帳を目視確認の上、運賃箱で割引運賃を設定してから運賃を收受している。障がい者用 IC カード導入後、障がい者用 IC カードをお持ちの方は運賃收受時に、割引運賃を自動で收受できることとなり、障がい者の路線バスの利便性が飛躍的に向上し、移動の負担が軽減される。また、障がい者がスムーズにバスの乗降をすることができることで移動の円滑化が図られるとともに、バス利用者の増加が期待されるほか、「真の共生社会」の実現に向けたバリアフリー社会の実現に大きく貢献するものと考えられる。</p>				
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者				
事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）				
・障がい者用 IC カードシステムの導入 (内訳)				
	事業者名	保有台数	うち、交通系 IC カードシステム対応車両	今回導入台数
1	箱根登山バス株式会社	142 台	142 台	142 台 (100%)
2	伊豆箱根バス株式会社	49 台	49 台	49 台 (100%)
	合計	191 台	191 台	191 台 (100%)

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和4年度 ※令和3年度補正予算による対応含む

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県 負担割合	市区町村 負担割合	事業者負担 割合	
小田原市 障がい者 用 IC カード システム 整備事業	箱根登山バス	5,000 千円	1,666 千円	—	—	3,334 千円
	伊豆箱根バス	5,000 千円	1,666 千円	—	—	3,334 千円
	合計	10,000 千円	3,3332 千円	—	—	6,668 千円
		100%	33.3%	0%	0%	66.7%

※国費、都道府県負担割合については、予算の都合等により増減する可能性がある

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印 (←→)、または横棒線 (——) で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和4年度			
	4月	9月	12月	3月
障がい者用 IC カード システムの導入		交付決定日 以降着手		
				3月31日 完了

7. 協議会の開催状況と主な議論

令和2年 6月23日	小田原市地域公共交通総合連携計画の事業実施状況の評価等について (書面協議)
令和2年 8月3日	生活交通改善事業計画について (書面協議)
令和3年 6月9日	小田原市地域公共交通総合連携計画の事業実施状況の評価等について (書面協議)
令和3年 11月29日	橘地域路線バスの再編等について (書面協議)
令和4年 4月15日	小田原市地域公共交通計画策定業務プロポーザル審査委員会の設置に係る事項について (書面協議)
令和4年 8月24日	小田原市地域公共交通総合連携計画の事業実施状況の評価等について

8. 利用者等の意見の反映

7の小田原市生活交通ネットワーク協議会に市民・利用者代表が委員として参画しており、当該委員へ照会し、意見等があれば反映させている。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	神奈川県県土整備局都市部交通企画課
関係市区町村	小田原市都市部まちづくり交通課
交通事業者・ 交通施設管理者等	箱根登山バス株式会社、伊豆箱根バス株式会社、富士急湘南バス株式会社、神奈川中央交通株式会社、神奈川県タクシー協会小田原支部、神奈川県交通運輸産業労働組合協議会、関東地方整備局横浜国道事務所、神奈川県県西土木事務所小田原土木センター、小田原市建設部、小田原警察署
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	福島大学准教授、小田原箱根商工会議所、市民・利用者代表等

10. 軽微な変更の取扱いについて
小田原市生活交通ネットワーク協議会事務局において変更を行うこととする。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 神奈川県小田原市荻窪300番地

(所 属) 都市部まちづくり交通課交通政策係

(氏 名) 泉

(電 話) 0465(33)1267

(e-mail) ma-koutsu@city.odawara.kanagawa.jp

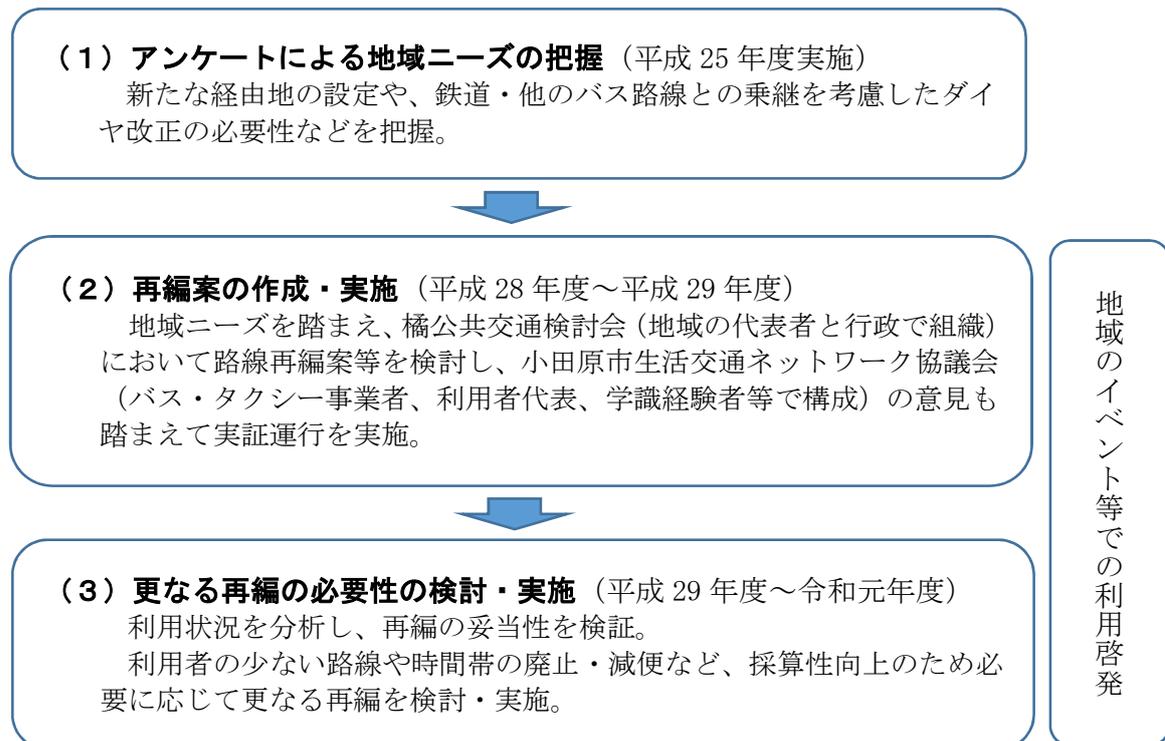
橘地域における路線バスの実証運行(平成28年度～令和元年度)及び

路線の再編について

1 実証運行の目的

利用者の減少に伴う路線バスの減便や路線廃止が懸念される橘地域において、地域、バス事業者及び行政の協働により、地域ニーズを踏まえた路線バスの再編による運行効率化や、地域のイベントでの利用啓発実施などの実証運行に取り組み、効果を検証するとともに、その結果を市域全体の持続可能な公共交通ネットワークの構築に活用する目的で実施したものです。

2 実証運行に係る取組フロー



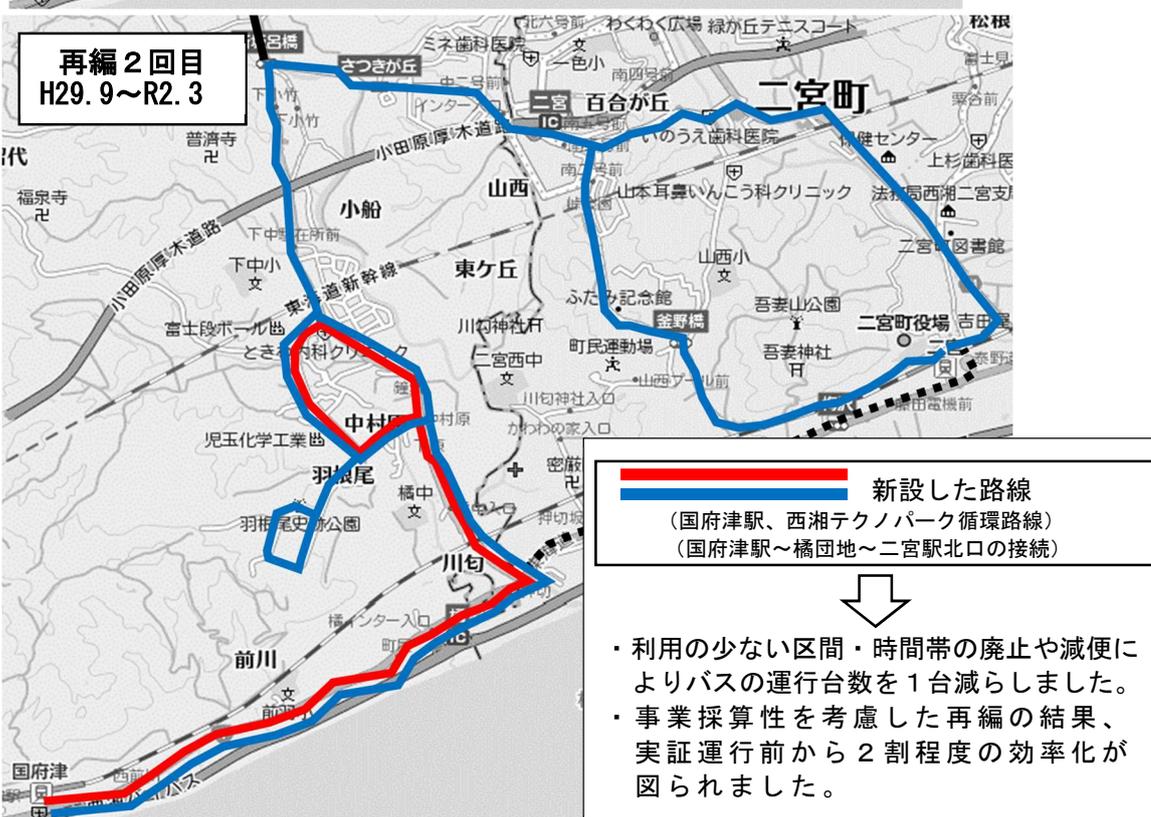
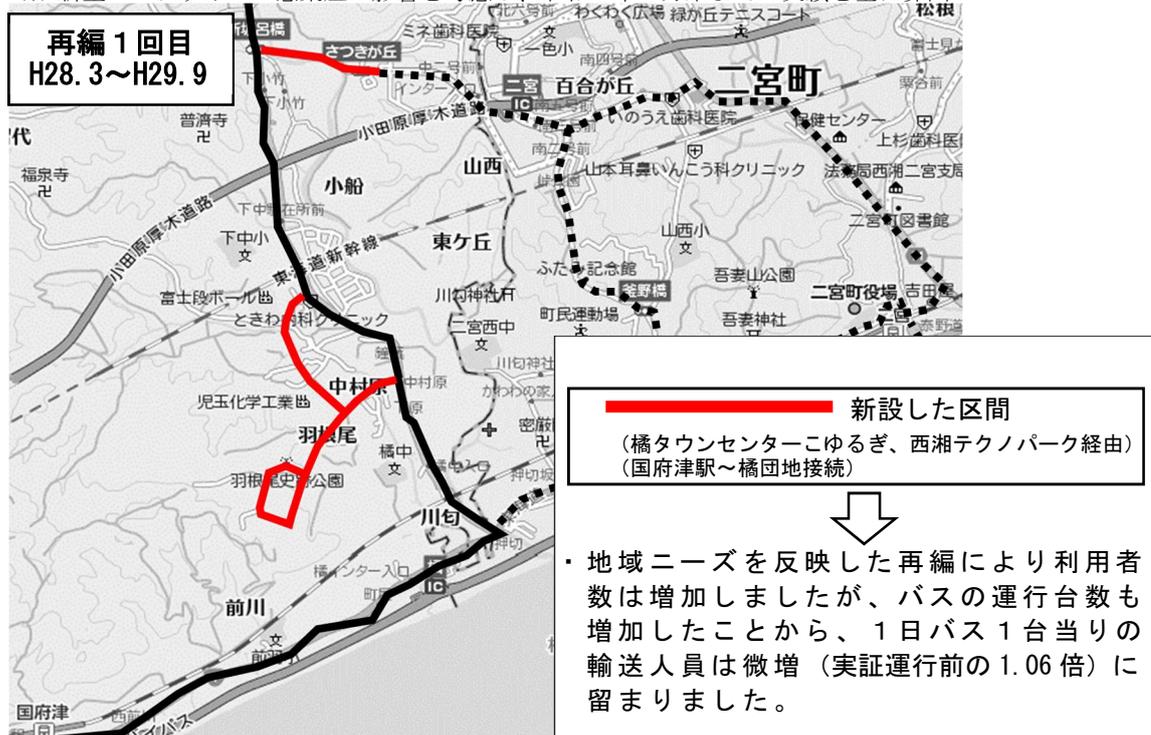
※ 実証運行に係る費用（赤字額）の1/2を上限に、市からバス事業者へ補助。

3 路線再編と利用状況

(1) 利用者数などの推移

	実証運行前 H28.3 以前	再編 1 回目 H28.3~H29.9	再編 2 回目 H29.9~R2.3
1日当たりの利用者数	684 人/日	910 人/日	840 人/日
バスの運行台数	4 台	5 台	4 台
1日バス1台当たりの輸送人員	171 人/日	182 人/日	210 人/日

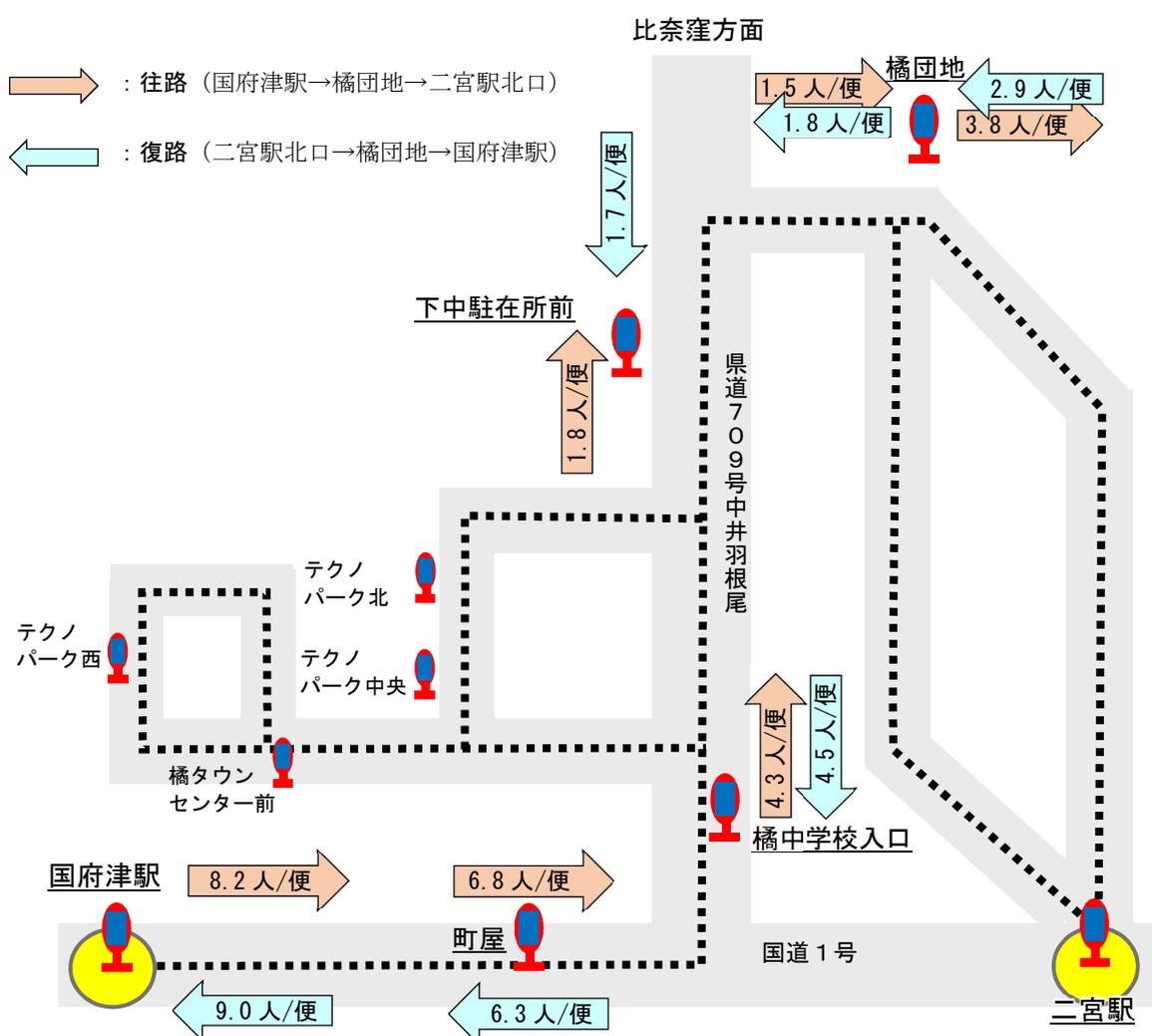
※ 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年1月末までの実績を基に算出



(2) 区間別の利用状況

- ① 国道1号区間（国府津駅バス停～町屋バス停）は、一定の利用があるものの、事業者単独で運行を維持していくのは難しい水準。
- ② 県道709号中井羽根尾～橘団地の区間については、橘団地に近くなるほど利用者が減少。
- ③ 橘団地バス停利用者は、主に二宮駅方面のバスを利用。

主要バス停に到着する際の乗客人数（1便当り）



主要バス停における乗客数の比較

(人/便)

バス停名	国府津駅 (発・着)	町屋 (着)	橘中学校 入口(着)	下中駐在 所前(着)	橘団地	
					着	発
往路(二宮駅方面)	8.2	6.8	4.3	1.8	1.5	3.8
復路(国府津駅方面)	9.0	6.3	4.5	1.7	2.9	1.8

(平成29年9月16日～令和2年1月末の実績より算出)

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年1月末までとした。

4 令和3年度第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会以降の動向について

実証運行の結果、1日バス1台当りの輸送人員は、2割程度増加しましたが、実証運行を継続してもバス事業者が自主運行の目安とする目標値の達成は今後も見込まれないことから、令和元年度末をもって実証運行事業を終了しました。

	実証運行前	実績	目標値	実績/目標値
1日バス1台当りの輸送人員	171人/台	210人/台 1.23倍	400人/台	▲48%

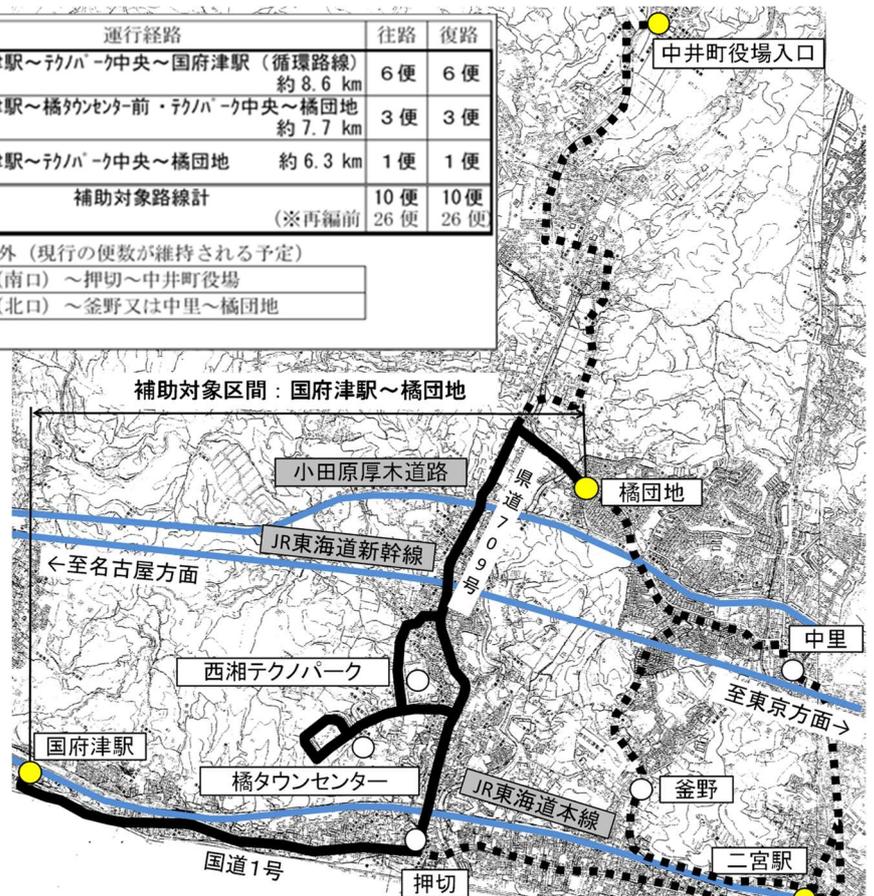
(※ 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年1月末までの実績を基に算出。)

バス事業者から、国府津駅方面の路線（国府津駅～橋団地の区間）については、減便・路線再編しても単独での運行継続は困難であるとの方針が示されたことから、減便・路線再編を行いつつ、市が国の補助制度に準じた補助（損益の1/2）を行うことで、当面路線バスの運行を継続することとしました。令和3年7月に地域住民への説明会（計4回（前羽地区2回、橋北地区2回））を実施するとともに、令和3年11月17日に開催された神奈川県生活交通確保対策地域協議会県西地域分科会ワーキングにおいて、同内容を報告し、12月23日付、神奈川県生活交通確保対策地域協議会県西地域分科会での協議が調った後、令和4年3月12日にダイヤ改正が実施されました。

補助額	実証運行事業					路線バス運行補助		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計	令和3年度	令和4年度	計
	—	720万円	676.3万円	480万円	1876.3万円	489.8万円	531.2万円 ※予算額	1,021万円

5. 再編後の運行ダイヤ

運行経路	往路	復路
①国府津駅～ツバハ～中央～国府津駅（循環路線） 約8.6 km	6便	6便
②国府津駅～橋外センター前～ツバハ～中央～橋団地 約7.7 km	3便	3便
③国府津駅～ツバハ～中央～橋団地 約6.3 km	1便	1便
補助対象路線計	10便	10便
	26便	26便
補助対象外（現行の便数が維持される予定）		
二宮駅（南口）～押切～中井町役場		
二宮駅（北口）～釜野又は中里～橋団地		



片浦地域におけるバス路線の再編について

1 背景

- 令和3年(2021年)3月26日付けで、箱根登山バス株式会社より「神奈川県生活交通確保対策地域協議会（以下「県協議会」という。）」に対し、以下の路線の退出意向申出書が提出された。
- 当該事業者は、これまで厳しい財政状況においても運行継続に努めてきたが、慢性的な運転手不足及び近年の路線バス利用者減少に伴う収支悪化による路線の効率化や、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減収により、令和4年(2022年)4月初旬の退出を希望している。

2 路線の概要

番号	区間	延長	運行回数	想定 利用 人数 (平日)	利用等の状況
①	小田原駅～栢山駅	7.8 k m	平日 6.5 回 土休日 1.5 回	約 19 人/日	小田急線又は富士急湘南バスと並走し、代替公共交通がある。
②	小田原駅～真鶴駅 ～湯河原駅	17.5 k m	平日 0.5 回	約 0.5 人/日	鉄道駅までの代替公共交通は無いが、1日片道1便の運行で、利用者はごく少数である。
③	小田原駅 ～根府川駅 ～石名坂(真鶴町)	12.1 k m	平日 10.5 回 ※関係路線含む	約 89 人/日	鉄道駅までの代替公共交通は無く、一定の利用もある。

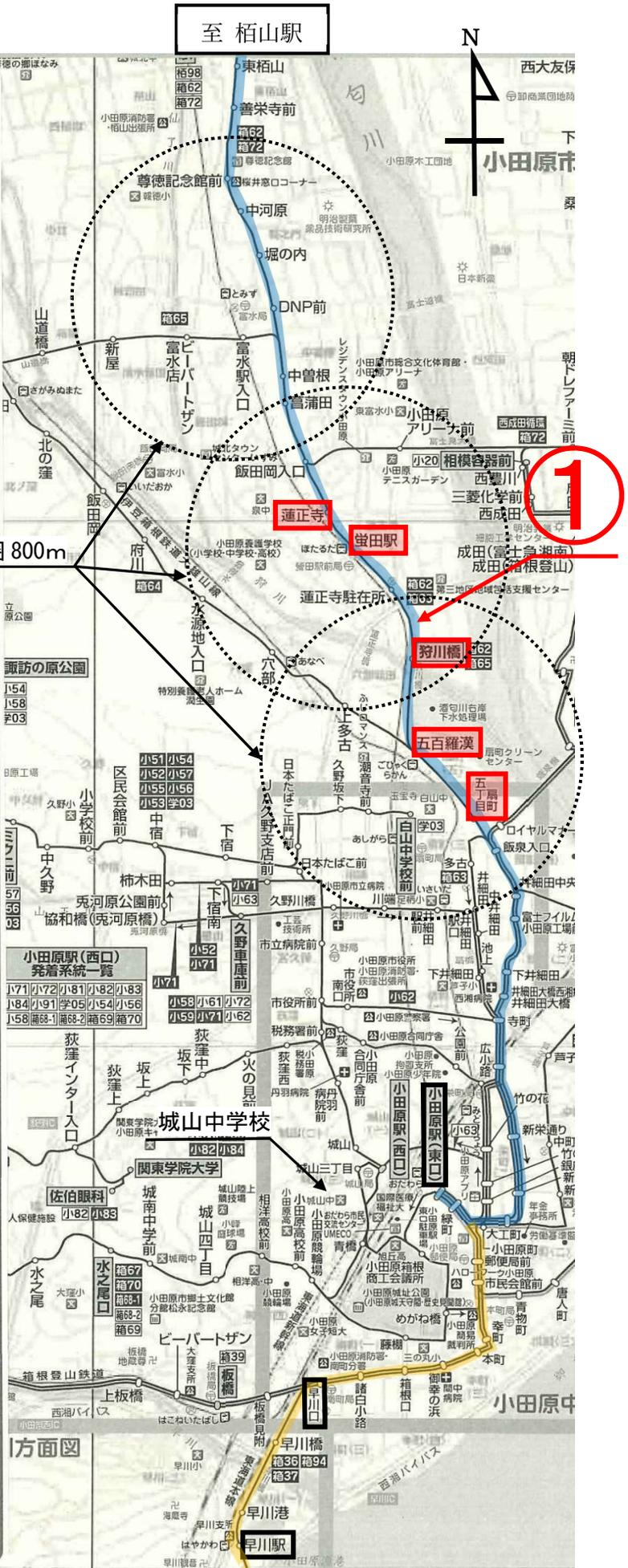
3 路線図

< 協議路線 >

- ① 申出路線番号 1
小田原駅～栢山駅
(平日6.5便、土休日1.5便)
- ② 申出路線番号 3
湯河原駅～真鶴駅～小田原駅
(平日0.5便※片道のみ)
- ③ 申出路線番号 2
小田原駅～根府川駅～石名坂
(平日10.5便) ※関係路線含む

退出に伴う
廃止バス停

※②、③は早川口以降、廃止



4 申出に対する対応について

- (1) ①については、鉄道駅の徒歩圏（800m）に含まれるとともに、他社のバス路線を利用できるため、県協議会における調整を行った上での退出を認める。
- (2) ②については、1日片道1便の運行で利用者のごく少数であるため、県協議会における調整を行った上での退出を認める。
- (3) ③については、代替公共交通が無く、一定の利用もあるため、沿線にある片浦小学校、城山中学校、障がい者通所施設「しおん」に路線バスの利用状況を確認し、バス事業者から提供された利用実績データの分析、利用目的等を把握するための乗車による実態調査等を実施した。

この結果、朝夕に一定の通学や通勤利用があるとともに、通院と買い物利用を兼ねて利用している高齢者が多いことを把握した。

自治会からは、小中学生の通学を最優先に考えて欲しいとの意向が示された。

これらの結果を踏まえ、箱根登山バスと協議を重ねた結果、1日21便から11便に再編（減便）の上、本市から運行経費の一部を補助（令和4年度当初予算4,700千円）することで、令和4年度(2022年度)については、路線バスの運行を維持する。

5 令和3年度第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会以降の動向について

- ・令和3年12月6日に開催された神奈川県生活交通確保対策地域協議会県西地域分科会ワーキングにおいて、同内容を報告し、12月9日付、神奈川県生活交通確保対策地域協議会県西地域分科会での協議が調った後、令和4年4月3日にダイヤ改正が実施された。

再編後のダイヤ（※太字網掛けが、当面運行する11便(令和4年(2022年)4月4日～)

	便				備考		便				備考
	小田原駅	根府川駅	石名坂				石名坂	根府川駅	小田原駅		
下り (小田原駅←石名坂方面)	1	6:43	7:03	7:16	通学利用		2		6:50	7:12	
		(6:53)	(7:13)	(7:26)	(1ダイヤ変更前)		4	7:25	7:37	7:58	通学・通勤利用
	3	7:25	7:47	8:00	通学利用			(7:35)	(7:47)	(8:08)	(4ダイヤ変更前)
	5	8:00	8:20	8:33	しおん利用	上り (石名坂方面←小田原駅)	6	8:08	8:20	8:42	根府川駅止め→小田原駅
	7		8:32	8:44			8	8:38	8:50	9:12	
							9	8:48	9:00	9:22	
	10	11:20	11:39	11:55			11	12:15	12:27	12:49	
	12	12:20	12:39	12:55			13	13:15	13:27	13:49	
	14	13:48	14:07	14:23	通学利用		15	14:40	14:52	15:14	通学利用
	16	15:12	15:39	15:51	通学利用		17	15:55	16:07	16:29	しおん・通学利用
	18	16:24	16:41	16:53			19	17:10	17:22	17:44	
	20	17:50	18:08	18:19	通勤利用		※城山中生徒の帰り時間はまちまち、片浦小学校児童の帰り時間は想定 ※片浦小学校始業8:10 城山中学校始業8:15				
	21		18:35	18:47							

- ・今後、路線バスが廃止される可能性もあることから、廃止後に備えて、令和4年4月に「片浦地域における移動手段の維持・確保等に向けた検討会」(片浦地区の全自治会、老人会、PTAのほか交通の専門家も参画)を立ち上げた。
- ・検討会では、「現行バス路線の維持・確保」を最優先事項とし、今後も継続して運行できるように、地域で利用人数の目標を設定の上、地域主体による利用促進活動を実施・継続していく。
- ・一方で、バス路線廃止後の代替手段として、コミュニティバスや乗合タクシー、その運賃設定などの検討も進めた。
- ・令和5年度(2023年度)以降の運行については、引き続き箱根登山バスと協議を続けていく。

◆参考1：路線バス再編後の1日当たりの利用人数（1日11便）

令和4年4月	5月	6月	7月
137人/日	141人/日	149人/日	152人/日

◆参考2：路線バス再編前の1日当たりの利用人数（1日21便）

令和2年11月	令和3年4月
210人/日	196人/日

小田原市生活交通ネットワーク協議会規約

(目的)

第1条 小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通計画及びネットワーク計画等の作成及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画及びネットワーク計画等の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 地域公共交通計画及びネットワーク計画等に定められた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び料金、運賃等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 神奈川県小田原警察署
- (7) 道路管理者
- (8) 関東運輸局神奈川運輸支局
- (9) 神奈川県
- (10) 小田原市
- (11) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

2 会員の任期は、2年とする。ただし、会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会員は、再任されることができる。

(役員)

第4条 協議会に、会長1人、副会長1人及び監事2人を置く。

2 会長及び副会長は、前条第1項の規定に基づき、会員となるべき者の中から、これを選任する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、会員として出席すべき者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。

4 会議の議決は、出席会員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会で協議が調った事項について、関係者は、その協議結果を尊重し、誠実に実施するよう努めるものとする。

(作業部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応

じ協議会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、小田原市の都市交通関係所管に協議会の事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、小田原市の都市交通関係所管課長及び職員をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第10条 協議会の出納監査は、監事が行う。

- 2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
- 3 監査に関し必要な事項は、小田原市において定められている取扱いの例による。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定に関わらず、この規約の施行後、初めて開催される会議については、小田原市長が招集する。

附 則（平成24年1月11日）

この規約は、平成24年1月11日から施行する。

附 則（平成25年3月31日）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月1日）

この規約は、令和4年5月1日から施行する。

小田原市生活交通ネットワーク協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小田原市生活交通ネットワーク協議会規約(以下「規約」という。)

第11条の規定に基づき、小田原市生活交通ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、国からの補助金、小田原市からの負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 その年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1又は別表第2に定める以外の項又は目を定めることができる。

(予算の流用又は予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用又は予備費の充用は、小田原市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第 8 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、小田原市の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第 9 条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第 10 条の規定により監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

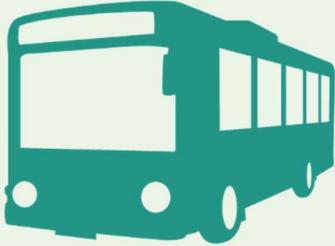
款	項	目
1 補助金	1 補助金	1 補助金
2 負担金	2 負担金	2 負担金
3 繰越金	3 繰越金	3 繰越金
4 諸収入	4 諸収入	4 雑入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

バス de おでかけ プロジェクト



エコな交通手段「路線バス」に乗ってお買い物

実施期間：令和4年11月1日（火）～令和4年12月31日（土）まで

バス無料乗車券の配布は令和4年11月30日（水）まで（1日先着100枚）



税込 3,000 円以上 のお買物で

ダイナシティ、イトーヨーカドー
小田原店で、お買上げ。

（当日レシートのみ合算可）

※一部対象外店舗あり。

※デジタルチケットのみ税込 2,000 円以上
ごとに1枚配布
（紙チケットは税込3,000円以上ごとに
1枚配布）



バス無料乗車券★ をプレゼント

ウエスト1F・インフォメーション
または、イースト1F・イトーヨー
カドー・サービスカウンターにて、
レシートをご提示ください。

※配布当日のレシートのみ有効。

※1日につき最大2枚まで



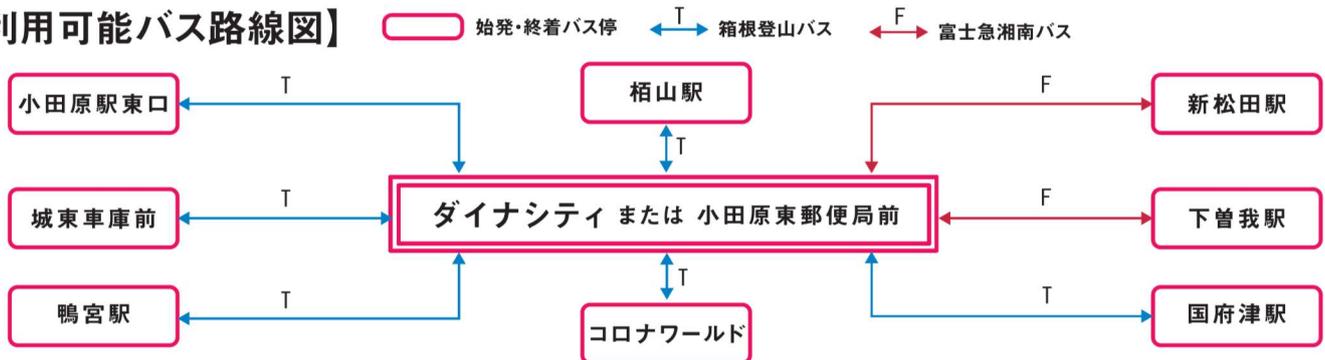
今度のお買物は バスを活用

バス無料乗車券は、以下に示す【利用
可能バス路線図】の「ダイナシティ」
または、「小田原東郵便局前」バス停
で、乗車か、下車する場合のみ有効で
す。

※乗り換えは無効。

★バス無料乗車券は、今年度から、デジタルチケットを導入しました！デジタルチケットは、紙チケットよりも
お得（税込2,000円以上で1枚配布）で、特典もありますので、ぜひ！デジタルチケットを利用しましょう！！

【利用可能バス路線図】



（株）ガイドフォワード（ダイナシティ）、イトーヨーカドー小田原店、箱根登山バス、富士急湘南バス、小田原機器、小田原市の連携・協働により、路線バスの利用促進と脱炭素化の推進を目的に実施しています。エコなバスに乗ってSDGsに貢献しよう！！

Think
MIRAI
小田原から未来を考える

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



プロジェクトの詳細
を知りたい方は→
のQRを読み込んで
ください。
市のHPへアクセス
します。



※この取組は、おだわらSDGsパートナー同士による連携事業
です。

問合せ：小田原市 都市部 まちづくり交通課 交通政策係 0465-33-1405

小田原市は持続可能な開発目標（SDGs）を推進しています。